

一般廃棄物の計画（京都市循環型社会推進基本計画）との統合の検討

1 背景

本市では、これまで一般廃棄物と産業廃棄物の計画をそれぞれ策定し、施策を推進してきましたが、平成22年度の一般廃棄物の計画策定時に、一般廃棄物の審議会（京都市廃棄物減量等推進審議会）において、一般廃棄物と産業廃棄物の計画の統合について意見が出され、検討することとされました。

それを受け、産業廃棄物の3次計画にも一般廃棄物の計画との統合の検討について記載をしております。

一般廃棄物の計画との統合の可否について、これまでの検討の結果を報告させていただきます。

2 統合の検討

○ 一般廃棄物（以下「一廃」という。）の計画と産業廃棄物（以下「産廃」という。）の計画は、いずれも循環型社会の構築という共通の目的を有することから、計画の統合は可能である。

しかし、統合している他都市では、計画の中で一廃と産廃の施策をそれぞれ列記するのみで、一廃と産廃の一体的な施策は打ち出せていない。

また、一廃と産廃では処理責任が異なり、一廃は市町村に、産廃は排出事業者にそれぞれ責任があり、京都市の立場は「一廃＝自ら処理」、「産廃＝指導・監督」と立場が異なることから、計画を統合しても、必然的に一体感のない計画になってしまう。

○ 一廃の計画は、家庭ごみを中心に策定されており、京都市の審議会においても家庭ごみに関する事項をメインに議論が進められるおそれがあるため、統合すると、産廃に関する施策が埋もれてしまい、分かりにくくなるデメリットがある。

○ 一廃と産廃の処理の統合（一廃と産廃を一体的に処理する施設の設置）については、以下のとおり課題があり、現時点では困難である。

(1) 一廃と産廃を京都市が併せて処理することについては、産業廃棄物の処理責任が事業者にあり、民間の処分・リサイクル施設が相当数存在する中で、産廃の処理に公金を投入することに市民的な理解が得られない。

(2) 一廃と産廃を民間の処分・リサイクル施設で併せて処理することについては、京都市では、一廃のうち、リサイクルが可能なものを民間の処分・リサイクル施設で処理できるようにしているが、リサイクルが困難な一廃については、非常時などに処理責任を確実に果たせるよう、直営により処理することとしており、一廃の処理を完全に民間に任せることができない。

※ 一般廃棄物と産業廃棄物の処理フローは別紙のとおり

3 結論

一廃と産廃の計画の統合は、将来的には検討すべき課題ですが、現時点では時期尚早と考えております。そのため、これまでどおり、産業廃棄物単独での運用とし、内容については、今後検討していきたいと考えております。

